

質 問 回 答

2023 年 10 月 12 日

「インドネシア国スタートアップを核とした大学発イノベーション・エコシステム構築に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2023 年 9 月 27 日/調達管理番号:23a00624)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P1. プロポーザル評価配点表 1. (2)イ)ワークライフバランス 認定	「ワークライフバランス認定」は特定の機関からの認定を指しているのか、それともそれに相当する証明であればよいのかどちらでしょうか？	以下のいずれかの認定を受けている法人、もしくは下記(1)～(2)について、一般事業主行動計画を策定・周知している法人を評価します。 (1)「女性活躍推進法」に基づく認定:プラチナえるぼし、えるぼし、行動計画策定企業 (2)「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定企業:プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん (3)「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)」に基づく認定企業:ユースエール
2	P22. (2)、2)の④「スタートアップ支援(ファイナンス)」	「スタートアップ支援(ファイナンス)」に期待する役割はどのようなものでしょうか？	大学またはサイエンステクノパーク(STP)におけるスタートアップ(SU)等の資金調達に向けた課題を検証し、資金支援(補助金・出融資)のあり方の検討を担っていただくことを想定しています。またSU支援も含めた研究開発やイノベーション創出に向けた大学・STPにおける財務上の課題解決への助言も期待しています。

3	<p>P16. 対象 SU が地域の民間企業との連携した事業を実施する上で、他機関連携を効果的・効率的に行う上での助言(他事例の情報提供含む)を行う。</p>	<p>こちらの「他機関連携」の他機関は具体的にどのような機関を想定しておりますでしょうか。(地域の民間企業をさしているのか、もしくはその他の企業、大学、支援機関や公的機関のことを指しているのでしょうか?)</p>	<p>基本的には地域の民間企業との連携を想定していますが、地域外も含め、民間企業、他大学・研究機関、公的機関等との連携も想定されます。</p>
4	<p>P22 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項</p>	<p>業務従事者「技術移転／知財マネジメント」の類似業務経験の分野が「産学間における知財分野も含めた技術移転に係る各種業務」となっていますが、業務内容から技術移転だけではなく、知的財産戦略や知的財産マネジメントに係る専門性や業務経験が必要と考えられます。そのため、類似業務経験としては、技術移転よりも広い意味での知的財産戦略や知的財産マネジメントに係る各種業務も含まれると理解してよろしいでしょうか?</p>	<p>ご理解のとおりです。 ここで言う技術移転は、JICA が実施する技術協力事業における経験を意味しているのではなく、産学官連携における研究成果の民間企業等への技術移転を指すものですので、産学官連携における知的財産分野の関連業務を広く含むものとなります。</p>
5	<p>P12 第2章 特記仕様書案 第4条(3)パイロット事業の実施について</p>	<p>パイロット事業の活動の1つとして、「同大学内のSUへのアクセラレーション・プログラムの提供、インパクト測定・モニタリングに係る技術移転、知的財産戦略に係る助言、地域と連携した企業誘致に向けた助言」が想定されています。ここでの「インパクト測定・モニタリング」の対象は、大学が実施するSUへのアクセラレーション・プログラムの「プログラム自体」でしょうか? それとも、アクセラレーション・プログラムで支援する「SUの事業」でしょうか?</p>	<p>ここでは「SUの事業」におけるインパクト測定・モニタリングに係る助言を想定しています。 加えて、パイロット事業を実施していく中で、当該大学に対して、アクセラレーション・プログラムを通じたインパクト測定・モニタリングの取組の助言につなげることを想定しています。</p>

以上